月２回発行　2012年7月15日／毎月1・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2166号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

交通ＫＹＴ定着に使える道具を用意

ミキサー車の運転向上は自問自答から

関東生コン輸送協会

特集Ⅱ

求められるキャリアカウンセリング㊦

法政大学 教授 宮城まり子

ニュース

違法エレベーターの撲滅へ

国交省 転落死亡事故受け緊急点検

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825

No.2166
2012
7/15

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21鹿児島会
保崎社会保険労務士事務所
所長 保崎 賢

第133回

自宅で倒れ病院に入院、容体急変し「くも膜下出血」で死亡

■災害のあらまし■

Y社は、機械工具卸売業（省力機械・産業工作機械・一般工具ほか）を行っている事業所である。Y社に勤務する営業社員Kは午前6時頃、自宅のトイレで急に目が見えなくなって1人で立ち上がることができなかった。

午前8時頃になって、妻が自家用車で近くの病院に連れて行き、医師の「過労」という診断で即入院することになった。そして、翌日午前6時30分頃、容態が急変し午後11時42分、「くも膜下出血」のため亡くなった。Kは、普段より会社から午後7時30分頃帰宅し、午後8時から9時にかけて夕食を取り、風呂に入って寝床に入る。そして翌朝3時30分に起き、自宅に持ち帰った社外持ち出し禁止のノートパソコンで取引き先S社への搬入機械・工具などの見積書、納品書、請求書などを作成していた。

このような状況が長期にわたって続いていたため「過労死」を引き起こしたものである。

■判断■

Kは、自宅で発病し病院で亡くなったものの、「脳・心臓疾患の認定基準」による業務に起因することの明らかなものに該当し、発症前の長期間にわたって、著しい過労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したことの認定要件を満たし、労働基準監督署長は**業務上**として判断した。

■解説■

仕事が主な原因で脳や心臓の病気を発症させ、その結果死に至った場合を一般に「過労死」と呼んでいる。どのように労災認定がされるかについては、厚生労働省の「脳・心臓疾患の認定基準」がある。

認定基準については、脳・心臓疾患を労災認定するうえでの基本的考え方、対象疾病、認定要件を示したもので、「業務上の負傷に起因するもの」「業務に起因することの明らかなもの」に区分している。

業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱われる。

認定要件として、業務による明らかな過重負荷の内容については次の3つに分けられている。①「異常な出来事（発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと）」、②「短期間の過重業務（発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと）」、③「長期間の過重業務（発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと）」である。今回のケースは、認定要件の③にあてはまる。

「長期間の過重業務」として、

⑴疲労の蓄積：Kは、大手取引先S社を4年間営業担当していた。亡くなる6カ月前から妻に自分は疲れているからY社を辞めたいと何度も洩らしていたことがあった。Kは、几帳面な性格の頑張屋で、Y社には無断でノートパソコンと書類を持ち帰り、自宅で夜中に仕事をしていた。その証拠はY社には見当たらなかったが、取引先のS社にはそのデータが残されていたため、それだけの仕事量をこなしていたことが判明し、Kの疲労の蓄積がうかがえた。

⑵評価期間と過重負荷の有無の判断：発症前おおむね6カ月について調査すると、Y社の所定労働時間は、午前8時30分から午後5時30分であるが、Kは通常午前8



時に出勤し、午後7時に退社しており、2時間の時間外労働は日常発生していた。さらに自宅において、深夜午前3時30分から午前6時30分までの3時間の時間外労働が恒常的に行われていたとみられる。

労働時間の評価の目安としては、その労働時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、「発症前1カ月間におおむね100時間又は発症前2カ月間ないし6カ月にわたって、1カ月当りおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」を踏まえて判断される。Kの場合は、1カ月当たりおおむね100時間を超えた時間外労働が長期にわたって続いていたとみられる。

労働基準監督署において、請求人からの事情聴取、Y社の上司・同僚などからの事情聴取のうえ、認定要件についての事実確認調査が行われた。Y社においては、時間外労働時間数が把握されておらず、客観的に時間外労働時間数を裏付ける書類も存在しないため、取引先S社の協力を得て、S社に残っていた長期のデータを検索するのに6カ月の期間を要した。その結果、業務上の疾病として労災認定された。